

議案第 126 号

上越市市税条例等の一部改正について

上越市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 月 4 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市市税条例等の一部を改正する条例

(上越市市税条例の一部改正)

第 1 条 上越市市税条例（昭和 46 年上越市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 13 条の 2」を「第 13 条」に改める。

第 2 条第 2 号中「督促手数料、」を削る。

第 13 条を削り、第 13 条の 2 を第 13 条とする。

附則第 12 条の 2 の 2 第 1 項中「第 13 条の 2」を「第 13 条」に改める。

(上越市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第 2 条 上越市督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和 46 年上越市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上越市督促及び延滞金徴収条例

第 1 条中「第 231 条の 3 第 2 項」を「第 231 条の 3」に、「督促手数料」を「督促」に改める。

第 2 条の見出し中「及び督促手数料の徴収」を削り、同条第 2 項を削る。

第 3 条第 1 項中「前条第 1 項」を「前条」に改める。

(上越市道路占用料等徴収条例の一部改正)

第 3 条 上越市道路占用料等徴収条例（昭和 46 年上越市条例第 123 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「手数料及び」を削る。

第 5 条（見出しを含む。）中「手数料及び」を削る。

第 6 条の見出し中「手数料及び」を削り、同条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とする。

第 7 条中「前条第 2 項」を「前条第 1 項」に改める。

(上越市介護保険条例の一部改正)

第 4 条 上越市介護保険条例（平成 12 年上越市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第17条」に、「第19条―第21条」を「第18条―第20条」に、「第22条―第25条」を「第21条―第24条」に、「第26条」を「第25条」に改める。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条から第26条を1条ずつ繰り上げる。

附則第9条中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

附則第17条第1項中「第17条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第2項中「第17条第2項」を「第16条第2項」に改める。

(上越市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第5条 上越市後期高齢者医療に関する条例（平成20年上越市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第3条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の上越市市税条例、第2条の規定による改正後の上越市督促及び延滞金徴収条例、第3条の規定による改正後の上越市道路占用料等徴収条例、第4条の規定による改正後の上越市介護保険条例及び第5条の規定による改正後の上越市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に発する督促状の手数料について適用し、同日前に発した督促状の手数料については、なお従前の例による。